

オアシス浜坂まちづくり計画

——集い・触れ合い・助け合い——



オアシス浜坂まちづくり協議会

平成22年 3月

——目 次——

- I はじめに
 - オアシス浜坂まちづくり協議会設立の経過
- II 浜坂地域の概要と地域の課題
 - 1、 浜坂地域の概要
 - 2、 浜坂地域の課題
- III オアシス浜坂コミュニティ計画
 - 1、 あいさつ運動の推進
 - 2、 浜坂地域住民をつなぐ事業の推進
 - 3、 地区住民の助け合い運動の推進
- IV 事業計画ならびに予算計画
 - 1、 事業計画
 - 2、 予算計画
- V 今後の展望と課題
- VI おわりに

I、はじめに

今、鳥取市では、市民のニーズや価値観の多様化により、色々な地域の課題が発生しており、従来の法律や条例だけでは、これらの課題を解決することが難しくなってきました。したがって、自分たちの町の課題を解決する新しいまちづくりのシステムや基本ルールが必要となり、市民・議会・行政が同じまちづくりの将来像や目標を持って、協働のまちづくりを行うこととして、平成20年3月「鳥取市自治基本条例」を制定（施行・平成20年10月1日）し、同21年度を「協働のまちづくり元年」と位置付け、市民と行政が一体となってまちづくりに取り組むこととなりました。特に、協働のまちづくりの推進にあたっては、地域コミュニティが自治に重要な役割を果たすことから、地区公民館を、コミュニティ活動の拠点として位置付け、その充実・強化を図るとともに、地区公民館の設置区域に「まちづくり協議会」を設立し、地域が主体となって地域の身近な課題を解決できる地域社会の構築を図ることとしています。

当浜坂地区は、先達諸氏のご努力により、地域の自治活動は着

実に伸展してきておりますが、近年地域の状況は大きく変化し、当然のこととして住民のニーズや価値観も多様化し、そこから発生する地域課題も山積しております。そこで、平成20年5月、「まちづくり協議会設立準備会」を設置し、「まちづくり協議会」の設立について協議を重ねた結果、さらなる地域コミュニティ活動の充実・強化を図り、地域住民と一体となって課題解決に取り組むための「**オアシス浜坂まちづくり協議会**」が平成21年2月27日に設立されました。

☆目的

地域住民が、身近な地域課題の解決に向けて、地域住民や自治会、各種団体がお互いに連携・協力しながら、地域をより魅力あるものにしていくために、地域が一体となって組織し、どのような地域課題があるのかを地域住民の視点で検討し解決を図る。

Ⅱ、地域の概要と地域課題

1、浜坂地域の概要

浜坂地区は、千代川をはさんで左右に開けた鳥取平野の北東部に位置し、山陰海岸国立公園に隣接する風光明媚な地域です。40年程前から、宅地開発が続き次々と住宅団地が形成されてきました。従来は、稲作を中心に砂丘地を利用した野菜や果樹栽培等近郊農業の盛んな地域として歩んできました。ところが近年は、農業の後継者不足や急速な宅地化の伸展等により、戸建て住宅はもとより、賃貸マンション・アパートが急増し、近郊住宅地域（ベッドタウン）の色合いを濃くしてきています。核家族化が進み世帯数も軒増しています。さらに若い世代の世帯の転入もあり地域の活性化の原動力として期待されています。当地域には、小・中学校各1校、幼・保育園が4園あり次代を担う子どもたちの姿が見られることも喜ばしいことです。鳥取県立中央病院や介護・保健施設もあり一定の安心感をあたえています。

2、 浜坂地域の課題

当地区に団地形成が始まって以来、40年以上が経過し、その間に高齢者だけの世帯、或いは一人暮らしを余儀なくされている世帯の増加も目につくようになりました。また、当初あった中小型小売店も次々に撤退し、大変不便な状況が増幅されています。さらには、世代交代の進展に伴い、人と人とのつながりや絆が一層希薄になり、地域住民の孤立が深まることが懸念されています。そこで、オアシス浜坂まちづくり協議会では、地域の人が集い・触れ合い・助け合うまちづくりをテーマに掲げ、具体的な推進事項の柱として、次の3つの事項を決めました。

- 1、 あいさつ運動の推進**
- 2、 地域情報の積極的広報・啓発**
- 3、 助け合い運動の推進**

Ⅲ オアシス浜坂コミュニティ計画

コミュニティづくりの基礎・基本は、人と人とのつながりや絆と捉えて、地域活性化のためには「人と人がつながる」ことが大切であると考えて、『あいさつ運動の推進』を最重点の行動目標に定めることとした。その上でこの取り組みを色々な手法を講じて広報・啓発し、地域住民全体の運動に盛り上げることにした。あわせて、近い将来に住民同士がお互い理解を深め、いざと言う時に、**共助し合う組織**づくりにつなげたいと考えている。

1、 あいさつ運動の推進

- (1) 「あいさつ標語」の募集
- (2) 「あいさつ標語」の広報・啓発活動推進
- (3) 広報・啓発機関紙「オアシス浜坂まちづくり NEWS」の発行
- (4) 広報車の活用
- (5) その他

2-1 住民をつなぐ五大事業の実施

- (1) 新年を祝う会
- (2) 地区合同大運動会
- (3) 地区納涼盆踊り大会
- (4) 地区敬老会
- (5) 地区公民館文化祭

上記五大事業には「オアシス浜坂まちづくり協議会」の名を冠し、各事業の実行委員会・運営委員会に関わり、事業運営にあたる中核団体との連携を強化する。事業実施にあたっては「オアシス浜坂テント村」を設営する等して、賑わいを創出するとともに「集い・触れ合い・助け合う」活動を促す。

2-2 各種団体の活動に対する支援・協力

- (1) 社会福祉協議会 敬老会、配食サービス、触れ合いサロン
- (2) 体育会 町内対抗球技大会、市民体育祭
- (3) 青少年育成会議 育成懇談会、安全パトロール、世代間交流会

(4) 自主防災連絡協議会 市危機管理課との連携

町内会防災組織の確立 防災マップづくり

(5) 子ども会指導者連絡協議会 異世代間交流

(6) 健康づくり推進員協議会 健康相談 講演会 実技

(7) 民生・児童委員協議会 生活相談及び支援事務

2-3 浜坂地区の「お宝」探し

浜坂地区及びその周辺地域には、人に誇れる素晴らしい自然や歴史・伝統文化等がたくさんあると思われる。それらを調査・検証しその成果を活用することが極めて大切だと思われる。そのためのプロジェクトを立ち上げる。

(1) 調査・検証事業の推進

(2) 成果刊行事業

(3) 成果活用事業

(4) その他

3 助け合い運動の推進

(1) 町内会班活動の活性化 加入促進と班会の奨励

(2) 共助組織づくり

(3) 「助け合い」をテーマにした話し合い

(4) 非常時対応の「ご近所さん協議」の実施

(5) その他

IV 事業計画並びに予算計画

1 事業計画

1、 あいさつ運動の推進

- (1) 「あいさつ標語」を活用し、ポスター、啓発パネル等の作成
- (2) 広報・啓発誌「オアシス浜坂まちづくり NEWS」の発行
- (3) 広報車を活用した啓発・推進活動

2、 五大事業の自治連合会との共催

- (1) 新年を祝う会
- (2) 小学校と地区との合同運動会
- (3) 地区納涼盆踊り大会
- (4) 地区敬老会
- (5) 公民館文化祭
 - 屋台村を開設する等賑わいを創出する。

3、 各種団体の事業に対して支援・協力

- (1) 敬老会、配食サービス、ふれあいサロン等〔社会福祉協議会〕
- (2) 町内対抗球技大会、市民体育祭等〔体育会〕
- (3) 育成懇談会、安全パトロール、世代間交流等〔青少年育成会議〕
- (4) 防災組織の確立、防災マップづくり等〔自主防災連絡協議会〕
- (5) 異世代間交流、児童球技大会等〔子ども会指導者連合会〕
- (6) 健康相談会、健康講演会、健康ウオーク等〔健康づくり推進協〕
- (7) 生活相談及び支援事務等〔民生・児童委員協議会〕

4、 助け合い運動の推進

- (1) 町内会班活動の活性化 加入促進と班会の奨励
- (2) 共助の組織づくり
- (3) 「助け合い」をテーマにした話し合い
- (4) 非常時対応の「ご近所さん協議」の実施

5、 地区の「お宝」探し

- (1) 調査・検証事業の実施
- (2) 成果刊行事業の実施
- (3) 成果活用事業の実施

平成22年度年間事業計画表

	最重点事業	五大事業	支援事業 共助事業
4月	挨拶推進強化月間		G・G大会(体育会) 一斉清掃 中・高生マナーアップ(青少年)
5月	啓発パトロール	合同運動会	健康ウォーク(健推) 班会議 金婚・ダイヤ(社福) 児童球技会(体育会) 浜小交安教室(交安)
6月	ポスター 幟		現地研修(人推) バレー(体育会) 指導者研修(子指連)
7月	啓発パトロール		講演会(人推) 避難訓練 リーダー研(自主防) ラジオ体操(子指連) 七夕祭り(健推)
8月		納涼盆踊り	しゃんしゃん体操(健推) 将棋大会(社福) ソフトボール(体育会) 星を観る会(青少年)
9月	挨拶推進強化月間	敬老会	球技会(子指連) 敬老会支援 小地域懇談(人推) 避難訓練 一斉清掃
10月	ふれあい屋台村	公民館文化祭	健康講演会(健推) バド大会(体育会)
11月			交通安全大会(交安協) 世代間交流(青少年) 卓球(体育会) 避難マップ作成(自主防)
12月	挨拶推進強化月間		身障者・独居老人交流会 (身障者協会・社会福祉協) 親子で餅つき(青少年) 年末パト クリスマス会(子指連) 健康講演会(健推)
1月	ふれあい屋台村	新年を祝う会	昔遊び(民生協・青少年・老人ク) 元旦マラソン(体育会)
2月			育成懇談会(青少年) 安心なまちづくり
3月	挨拶推進強化月間		

2 予算計画

平成22年度会計予算

【収入の部】

費目	本年度予算額	前年度予算額	増減	備考
会費	100,000	100,000	0	浜坂地区自治連合会より
助成金	400,000	100,000	300,000	協働のまちづくり支援事業
	50,000	50,000	0	まちづくり協議会運営助成
雑収入	236	0	236	
繰越金	9,764	0	9,764	
合計	560,000	250,000	310,000	

【支出の部】

費目	本年度予算額	前年度予算額	増減	備考
会議費	50,000	50,000	0	
事業費	300,000	80,000	220,000	あいさつ運動、五大事業支援等
印刷費	80,000	50,000	30,000	まちづくりNEWS
事務費	25,000	15,000	10,000	
消耗品費	50,000	35,000	15,000	
通信連絡費	20,000	15,000	5,000	
予備費	35,000	5,000	30,000	
合計	560,000	250,000	310,000	

V、今後の展望と課題

近年は、何処の自治会も役員を引き受ける人が少なくなり、町内会役員の選出に苦勞が多いと言う話を耳にします。まして、地区連合会の執行役員となるとなさらす。できれば町内会長の互選により執行部体制が作られるのが望ましいのですが、浜坂地区では近年、各種団体の長の中から自治連合会長が選任されています。町内によっては、役員をくじ引きで決めるとか、一年交代の輪番制にしているという現状もあります。このような状況を改善し、複数年にわたって役員を務めてもらえる仕組みを構築する必要があります。そのためにも、今まで以上に人と人とのつながりを強めて、お互いを理解し合い、尊重し合える人間関係をつくることが急務です。何事でも、他人任せでは無く自分のこととして捉え、自分ができることを一つずつ実践していくことが何より大切です。

VI おわりに

10回以上にわたるコミュニティ計画策定会議も、3歩前進2歩後退という、未だに先行き不透明な状況にあります。今後、さらなる検討を加えて「集い、ふれあい、助け合い」をキーワードに、誰でも安心・安全に暮らせるまちを目指します。

オアシス浜坂まちづくり協議会委員名簿

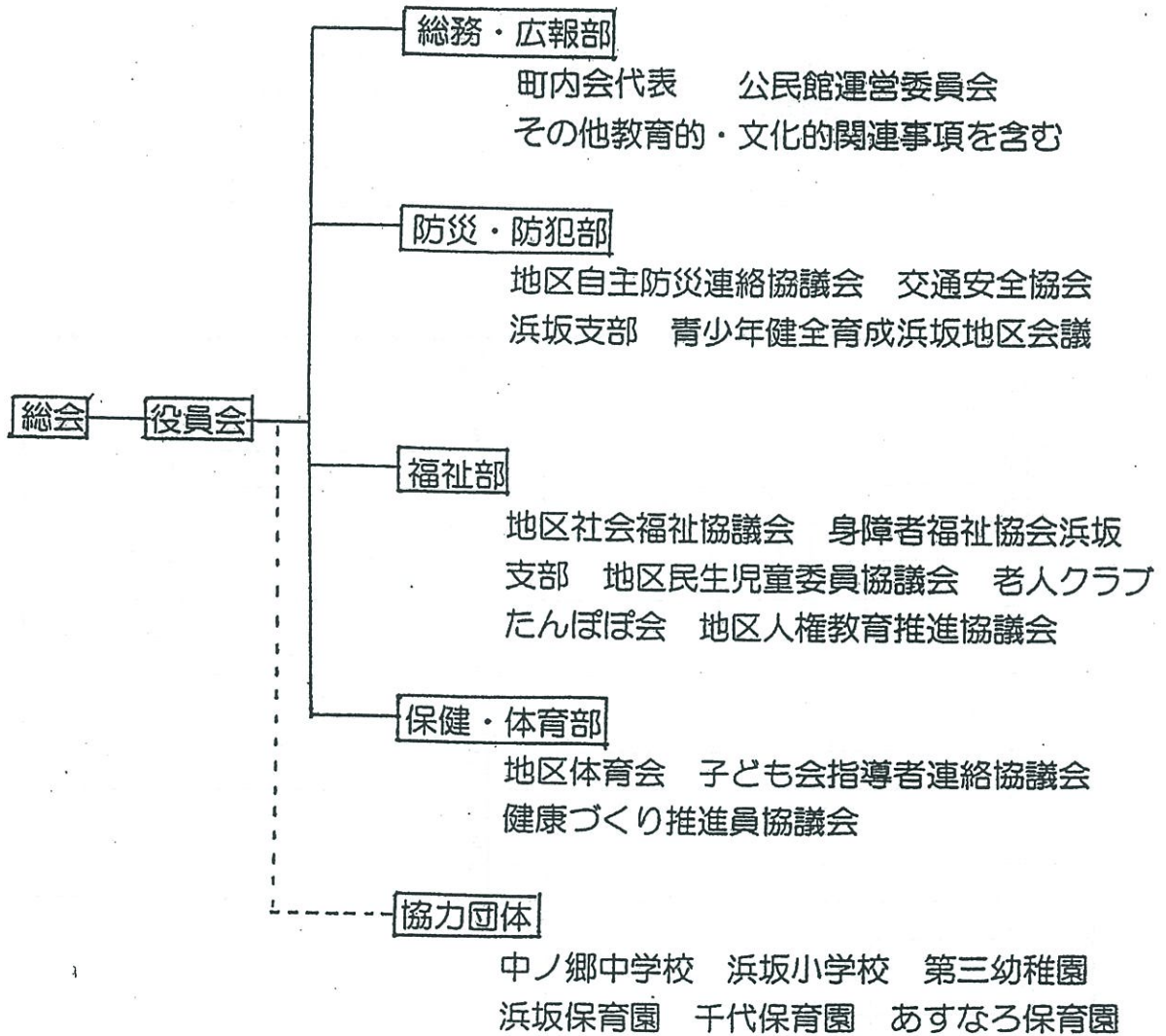
平成22年4月1日現在

役 職	平成22年度
会 長	中 尾 啓 介
副 会 長	川 上 尚 作
同	西 垣 満 昭
同	高 田 剛
同	青 木 充 宏
同	山 根 照 子
事務局長	庄 司 毅
会計幹事	谷 口 晴 美
監 事	寺 坂 道 子
同	八 木 武 子

委 員	坪 内 浩	同	保木本 靖之助
同	市 村 行 男	同	青 木 充 宏
同	森 原 強	同	川 上 尚 作
同	武 田 博 孝	同	高 田 剛
同	谷 上 多 聞	同	西 尾 裕 子
同	垣 田 光 一	同	福 田 益 美
同	平 木 教 之	同	福 本 裕 子
同	植 島 秋 男	同	寺 谷 由 美 子
同	藤 原 笑 美	同	米 山 真 由 美
同	落 合 義 孝	同	野 津 俊 哲
同	池 本 晃 子	C S T	福 島 勝 平
同	西 村 章 三	同	宮 崎 学
同	井 上 哲	同	竹 内 浩 行
同	山 根 高 徳	同	小 清 水 晃 子
同	山 下 善 義	同	
同	中 尾 公 明		
同	川 上 尚 作		
同	濱 本 真 一		
同	米 原 慶 三		
同	岡 田 武 彦		
同	岡 村 真 由 美		
同	山 下 武 雄		
同	朝 倉 国 雄		
同	川 口 美 子		

オアシス浜坂まちづくり協議会の組織と規約

協議会組織



各種団体	(別表)	
町内会	公民館運営委員会	子供会指導者連絡協議会
青少年健全育成浜坂地区会議	たんぽぽ会 (母子会)	社会福祉協議会
身障者福祉協会浜坂支部	浜坂地区体育会	地区民生・児童委員協議会
健康づくり推進協議会	地区自主防災連絡協議会	地区老人クラブ連合
会	交通安全協会浜坂支部	地区人権教育推進協議会

規約

(名称)

第1条 この会の名称は、「オアシス浜坂まちづくり協議会」(以下「協議会」という。)と称し、事務局を鳥取市立浜坂地区公民館に置く。

(目的)

第2条 浜坂地区において、魅力ある住みよいまちづくりを推進するため、市との連携のもとに浜坂地区まちづくり計画の策定及びその推進をはかることを目的とする。

(構成)

第3条 協議会は、浜坂地区内の団体及び個人をもって構成する。

協議会を運営する委員(以下「委員」という。)は団体の代表及び会長の推薦を受けた者をもって構成する。

- (1) 浜坂地区に存する別表に掲げる各種団体
- (2) 協議会が支援する浜坂地区に存する団体
- (3) 協議会の目的に賛同した個人及び浜坂地区内の企業
- (4) 浜坂地区の居住者で会長の推薦を受けた者。

(役員)

第4条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 監事 2名

(役員職務)

第5条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会の会務を総括し、協議会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。
- (3) 事務局長は、会長及び副会長を補佐し、協議会の会務を掌理する。
- (4) 会計は、協議会の運営に伴う経理事務を担当する。
- (4) 監事は、協議会の会計監査事務を担当する。

(委員の職務)

第11条 委員は、協議結果について、浜坂地区住民に理解を求めるように努めるものとする。

- 2 第3条第1項第3項に定める委員は、その所属する団体の意見をまとめ、これを協議会に反映させるよう努めるものとする。

(専門部会)

第12条 会長は、総会に諮って、専門的事項を調査研究するための専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、会長が指名する委員をもって構成する。
- 3 専門部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は、専門部会で調査研究した結果を総会に報告するものとする。

(会計)

第13条 協議会の運営に必要な経費は、会費、補助金、寄付金その他の収入をもって充てる。

- 2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了するものとする。

(顧問)

第14条 協議会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が総会の同意を得てこれを委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じ、第2条の目的達成に寄与するものとする。

(補則)

第15条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、総会に諮って会長が定める。

(附則) この規約は、平成21年2月27日から施行する。
平成22年2月26日に改正する。

(役員を選出)

第6条 第4条で定める(1)～(5)の役員は、総会において委員のなかから選任する。

- 2 役員に欠員を生じたときは、総会の議決により委員のなかから補充することができる。

(役員任期)

第7条 役員任期は1年とし、再任を妨げない。

(会議)

第8条 協議会に次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会

(総会)

第9条 総会は委員をもって構成する。

- 2 総会は、会長が招集する。
- 3 総会は、委員の過半数が出席することによって成立する。
- 4 総会は、次の事項を協議する。
 - (1) 規約の変更に関する事。
 - (2) 事業計画に関する事。
 - (3) 予算及び決算に関する事。
 - (4) その他協議会が第2条の目的を達成するための基本事項に関する事。
- 5 総会の協議は、合意に達するまで相互に努力を重ね、協議結果については相互に信頼する。

(役員会)

第10条 役員会は、役員をもって構成する。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、役員会の開催についても準用する。
- 3 役員会は、協議会の運営について協議する。

浜坂地区民憲章

鳥取砂丘のふところにいだかれ、千代川や袋川の水面の風を受け
ゆたかに育まれてきた浜坂地区、わたくしたち浜坂地区民は、この
恵まれた自然と脈々と引き継がれてきた伝統文化を誇りとし、未来
に向けて心豊かに生きるため、ここに憲章を定めます。

一、笑顔で親切、明るいあいさつが飛び交うまちをつくります。

一、相手を思いやり、礼儀正しくさわやかなまちをつくります。

一、一人ひとりが自分のできることを実践し、元気あふれるまちをつくり
ます。

一、ふるさとの自然を愛し、ごみのない美しいまちをつくります。

一、自分たちの住む浜坂に誇りをもち、心ゆたかなまちをつくります。

オアシス浜坂まちづくり協議会

事務局：鳥取市浜坂四丁目11-21
TEL 27-0711 FAX 27-0713

鳥取市立浜坂地区公民館